

学校いじめ防止基本方針

大東市立住道北小学校

令和8年4月

【1】いじめ問題への対応方針

1. いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権侵害事象であり、児童が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。また、いじめは加害と被害の立場が入れかわったり、加害・被害という二者関係だけでなく、傍観者や観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在などになり得るといったこともあることから、「どの子にも起こりうるものである」ことを十分認識する必要がある。

いじめ問題への対応は、全教職員が、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識の下、日常から児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立った教育活動に取り組む中でいじめの未然防止に努めなければならない。また、教職員同士が認め合い助け合う同僚性が子ども同士のいじめ未然防止の基盤になる。一人ひとりの教職員がそのことを自覚して努力しなければ基盤はできない。

児童の些細な変化に対してもこれをキャッチできるアンテナの高さと、いじめが疑われる場合はいじめ対応担当教員を中心とした組織的な対応を行う等、早期発見、早期対応に取り組むことが大切である。

あわせて、文部科学省「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（令和5年2月7日）や「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」（令和5年3月10日）を踏まえ、重大ないじめ事案等における警察への速やかな相談・通報の徹底やいじめ対応における児童生徒への指導・支援の充実について、一層留意するとともに、いじめの重大事態（法第28条）が全国的に増加していることを鑑み、重大事態への対応等について一層円滑なものとする。

2. いじめ防止等の対策のための組織

名称	構成員	役割
いじめ対策会議	学校長、教頭、いじめ対応担当教員、生活指導担当、養護教諭、関係児童担任、SSW、SC ※重大事案発生時は関係学年担当教員も出席	・学校いじめ防止基本方針の策定、進捗状況の確認、見直し ・いじめ事案への対応検討 ・重大事案発生時の対応
生活指導部会	各学年生活指導担当（いじめ対応担当教員を含む）	・いじめの未然防止のための取組み ・いじめ事案への対応検討 ・いじめに係る校内研修会の企画、運営 ・子どもの実態把握と情報交換 ・学校いじめアンケートの実施、集約、分析

3. 年間計画

	各学年	学校全体
1 学 期	相談窓口周知 チラシ「いじめチェックシート」配付 家庭訪問・家庭での様子の把握 「学校あんしん生活アンケート」①の 実施、面談 学期末懇談	第1回いじめ対策会議 ・年間計画の確認 校内研修会① ・学校いじめ防止基本方針の確認 他 市第1回いじめ対応担当教員連絡 会への参加
夏 季 休 業		校内夏季研修会② ・児童生徒理解
2 学 期	「学校あんしん生活アンケート」②の 実施、面談 学期末懇談 「人権教室」の実施（3年） 「情報モラル教室」の実施（5年） 「非行防止教室」の実施（4，6年）	第2回いじめ対策会議 ・進捗状況確認 市第2回いじめ対応担当教員連絡 会への参加
3 学 期	「学校あんしん生活アンケート」③の 実施、面談 学期末懇談	市第3回いじめ対応担当教員連絡 会への参加 第3回いじめ対策会議 ・学校いじめ防止方針見直し等

【2】いじめの防止等の取組

1. 未然防止のための取組

いじめがどの子どもにも起こり得ることを踏まえ、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点による学校教育活動を行うことが大切である。

未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。上記を推進するにあたり、『生徒指導提要』をもとに教職員の理解を深め、学校全体で共通認識をもって取り組んでいく必要がある。このため本校は以下のように取り組む。

①いじめについての共通理解を図る

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。特に職員会議の始め

に必ず学級児童の気になることを報告する時間を設けて、いじめの問題がある場合は報告する。（※緊急の場合は職員朝礼でも報告する。）

また、児童に対しても、児童朝礼や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことや、何がいじめなのかを具体的に話すなど、児童と教職員の共通理解を図る。継続的に教職員の共通理解として、対応した児童の情報を次年度に引き継いでいく。

② 分かりやすい授業づくりと一人ひとりが活躍できる集団づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくことと、学級や学年等の人間関係を把握して互いに認め合い、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。

③ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

④ 児童の自己有用感や自己肯定感を育む

すべての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、家庭や地域の人々にも協力を求め、一人ひとりの児童の良さを認める声かけや関わりを大切にして、児童の自己肯定感を育む。

2. 早期発見のための取組

いじめ問題は対応が遅れ長期化する中で事案が重篤、深刻なものになることから、早期発見・早期対応が非常に重要である。日々児童と接する教職員は、児童の些細な変化に対しても見逃さないよう意識するとともに、いじめが疑われる場合は、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知することが必要である。いじめの早期発見のために、本校では以下のように取り組む。

- ①学校あんしん生活アンケートを実施する。アンケート結果により更に詳細な実態把握が必要になれば、再アンケートや個人面談等の取組を行う。（年間計画参照）
- ②いじめに関する相談窓口を設置し、児童・保護者に周知する。（年間計画参照）
- ③個人面談を実施し、学級担任が児童の声を聞く。（年間計画参照）
- ④いじめの未然防止、早期発見、また、いじめ事案への対応について教職員が共通理解を図るとともに、児童理解、生徒指導、学級経営、授業力等について、個々の資質を向上させるために、教職員研修会を開催する。（年間計画参照）
- ⑤毎月実施する学年会で児童の状況について交流する。

3. いじめ事案への対処の方法

(参考①：大阪府教育庁教育振興室『いじめ初期対応のてびき』)

(参考②：大阪府教育委員会『5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート』)

- ①いじめが疑われる事案を発見、確認した場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめ対応担当教員を中心とする組織的な対応を行う中で事案の事実確認と適切な指導を進める。事案の解決を図るに当たり、市教育委員会との連携の下、弁護士、臨床心理士、SSW・SC等外部人材を積極的に活用することで早期解決を図る。
- ②被害児童及びその保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に取り組む。児童の立場に立って丁寧に対応することから学級担任のみの対応に捉われず、児童との信頼関係に基づく教員による対処や、また、スクールカウンセラーの活用等も検討する。被害児童保護者との連携を密にし、事案解決を図る。
- ③加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を進める。いじめ行為を速やかにやめさせ、事実関係の聴取により事実関係を確認した後、加害児童保護者に協力を求めながら、自ら行っていたいじめ行為を自覚し十分反省するよう指導する。
- ④いじめが起きた集団に対しては、被害児童及び保護者の心情を第一に配慮しつつ、いじめを自分の問題として捉えさせる中で二度といじめを起こさない集団となるよう指導する。
- ⑤ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるためプロバイダに対して働き掛ける等により削除する措置を講じる。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所管警察と連携して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑦いじめ事案の詳細や対応について記録に残し、校内で共有・引継ぎができるように適切に保存しておく。

4. 重大事案への対応

(参考③：大東市教育委員会『大東市いじめ防止基本方針』)

いじめにより、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や、児童生徒が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合は、速やかに市教育委員会に報告を行う。

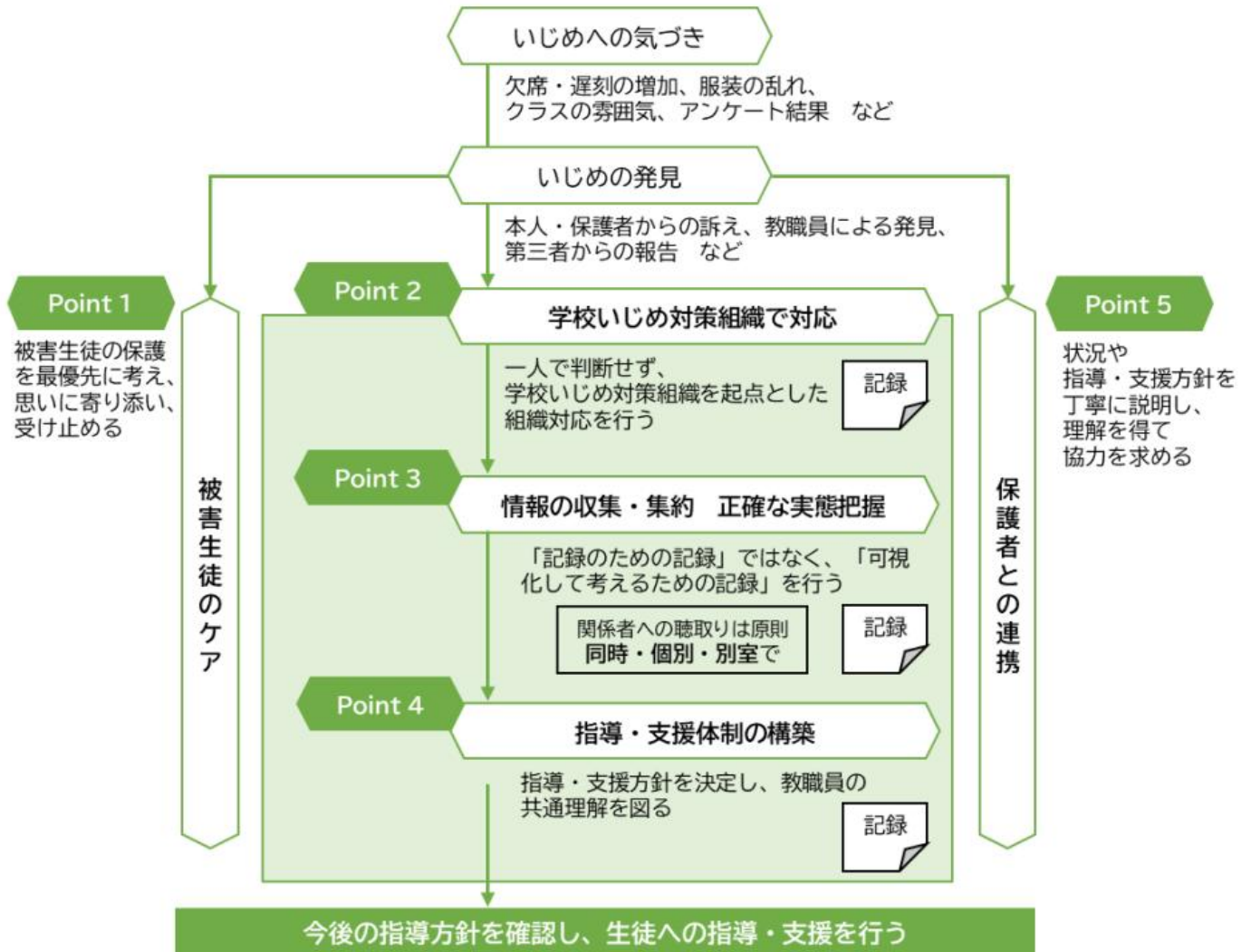
市教育委員会の指導助言の下、事実関係の調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、調査の実施等により確認した事実関係についていじめを受けた児童生徒及びその保護者に適切に説明する。

【3】方針等の見直し

いじめ対策会議において本方針に示す内容が学校の実情に即し十分に機能しているか否かについて検証することにより、必要に応じ学校基本方針の見直しを図る。

【参考①】

いじめ対応の基本的な流れ



レベルⅠ

ことばによるからかい、無視 攻撃的な言動（荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等）

※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

レベルⅡ

仲間はずれ、悪口・陰口、軽度の暴言、攻撃的な言動

※ いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する

※ その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合

※ 同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

レベルⅢ

暴言・誹謗中傷行為〈「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの〉、脅迫・強要行為〈態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの〉、暴力（蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらぬもの）

※ その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

※ 同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

レベルⅣ

重い暴力・傷害行為 重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

※ その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※ 被害児童の状況を考慮し、被害児童の保護・加害児童への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※ 同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

レベルⅤ

極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

※ その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【参考③】

『大東市におけるいじめ重大事態対応のフロー図』

